

福生福第2298号

令和7年9月3日

建設埼玉

浦和地区本部	執行委員長	磯山	浩造	様
大宮地区本部	執行委員長	齋藤	栄司	様
岩槻地区本部	執行委員長	鈴木	利行	様
与野地区本部	執行委員長	川又	和弥	様

さいたま市長 清水 勇 人



要望書について（回答）

令和7年7月28日付けで御提出いただいた要望書につきまして、別添のとおりに回答いたします。

【担当】

さいたま市福祉局生活福祉部
福祉総務課 支援係 諏訪・村上
電話：048-829-1253（直通）
FAX：048-829-1961
E-Mail：fukushi-somu@city.saitama.lg.jp

要望事項

1. 建設国保助成金について

さいたま市在住の建設労働者が加入している建設国保に対する助成金を市独自の助成事業として一人あたり250円の助成を頂いております。しかしながら、昨今の物価上昇に伴い、建設国保が行っている健診費用等の諸経費が増加しています。以上のことをご考慮いただき、今後も助成金の継続的な存続と増額を配慮頂きますよう、要望致します。

回 答

本市では、貴組合が行う保健事業の適正な実施の確保を目的として、一人当たり250円の補助を行っているところでございます。

昨今の物価上昇等の影響により、本市の財政状況も依然として大変厳しいことから、増額につきましては非常に困難な状況にありますが、常に危険と隣り合わせにある建設現場等で働く組合員の皆様の健康を守るという本制度の役割は、非常に重要であると認識しております。

つきましては、現在の補助制度を今後も安定的に維持していくことで、貴組合の事業推進に寄与できるよう、本制度の運営に努めてまいります。

所管課

福祉局 生活福祉部 福祉総務課
電話番号 048-829-1253

要望事項

２．労働災害対策事業について

建設埼玉では安全講習会等を実施し、労働安全衛生に対する意識向上と労災事故防止に努めております。アスベスト対策では、アスベスト疾患の早期発見と早期治療、労災申請の促進に取り組み、専門医によるレントゲン再読影や２次診療を行っております。このような労働災害対策事業への助成金制度の創設を要望致します。

回 答

貴組合が、アスベスト疾患に対する早期発見及び治療、そして労災申請の促進等に取り組まれていることについては、本市も認識しているところでございます。一方で、昨今の経済状況等により、本市の財政状況は依然として大変厳しいことから、新たな助成金制度の創設は難しい状況でありますことをご理解ください。

つきましては、引き続き、既存の市の補助事業である、「埼玉県建設国民健康保険組合補助金」でご対応いただきますよう、お願いいたします。

所管課	保健衛生局 保健所 健康支援課 電話番号 ０４８－８４０－２２１９
-----	--------------------------------------

要望事項

3. 公契約条例・賃金水準把握について

公契約の下で働く人の適正な労働条件の確保及び良質な公共サービスがはかられるために、公契約条例の制定を要望致します。併せて、さいたま市発注の公契約の下で働く現場労働者に支払われる賃金水準を把握するよう要望致します。

回 答

公契約における労働者の適正な労働条件の確保及び良質な公共サービスにつきましては、昨今の物価やエネルギー価格の高騰、就業者数の減少、特に建設工事における顕著な高齢化など、様々な対応が求められている中、今年度、契約課を中心とした関係所管による研究会を設置しました。研究会の中で、公契約の課題や在り方について議論と分析をするとともに、導入している自治体に照会を行いながら、丁寧に検討を進めています。

また、現場労働者に支払われる賃金につきましては、令和6年6月7日に改正建設業法及び入契法が成立したことに伴い、中央建設業審議会が標準労務費を作成・勧告することになっております。

現在、労務費の基準に関するワーキンググループにおいて、検討を行っているところと聞いております。

そのため、「労働者の賃金水準の把握」につきましては、国や他自治体の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

所管課	財政局 契約管理部 契約課 電話番号 048-829-1179 建設局 技術管理課 電話番号 048-829-1515
-----	---

要望事項

4. 耐震改修助成制度について

近年、大規模地震が頻発し、市民の防災意識も高まっています。市民のいのちを守るため、耐震診断・耐震改修の助成対象を、1981年から2000年に建てられた耐震性が不足する住宅に拡充し、「さいたま市建築物耐震改修促進計画（令和8年度～令和12年度）」に盛り込んで下さい。また、循環型の地域経済活性化につながるよう、地元業者を受注・施工の要件にした住宅リフォーム助成制度の創設を要望致します。

回 答

耐震改修助成制度につきまして、本市では、大規模地震から市民の生命や財産を守るため、建築物の耐震性は大変重要であると考え、耐震改修促進法に基づく「さいたま市建築物耐震改修促進計画」に令和7年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標を定め、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の建築物の耐震化に向け、耐震改修助成制度等の施策を実施しております。令和6年度末時点の住宅の耐震化率は94.3%で、未だ耐震化未実施の住宅がおおよそ3万3千戸と推計しています。

熊本地震では、新耐震基準の住宅にも被害が確認されましたが、新耐震基準に比べて旧耐震基準の木造建築物の倒壊率が顕著に高いという結果もあり、まずは市内に多く点在する旧耐震基準の建築物への対策が急務であることから、旧耐震基準の建築物の耐震化に取り組んでおります。

しかしながら、平成12年以前の木造住宅では接合部の接合方法が不十分な事例が見受けられ、国土交通省もリフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨していることから、本市としてもこれらの情報提供が重要であると考え、（一財）日本建築防災協会作成の「新耐震木造住宅検証法」やリーフレット「木造住宅の耐震性能チェック」を、窓口やホームページに掲載し、周知啓発を行っているところです。

能登半島地震を受けて、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所が設けた「令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」の中間とりまとめにおいて、木造建築物の年代ごとの被害状況については、新耐震基準導入以前の木造建築物の倒壊・崩壊は19.4%、新耐震基準導入以降では、平成12年の接合部等の基準の明確化以前のものは5.4%であることが記されています。

本年度、本市の建築物耐震改修促進計画の次期計画（令和8年度～令和12年度）の策定を行います。新耐震基準であっても平成12年以前の木造住宅については、能登半島地震においても倒壊・崩壊等の被害が生じていること

から、耐震補強工事等の助成制度を設けることについて検討を行っているところ。

住宅リフォームに係る助成制度につきましては、市民の居住環境の向上・充実を図るため、「震災に強いまちづくり推進のための耐震改修等に係る補助」、「高齢者や障害者を対象としたバリアフリー化への補助」、「環境への配慮を目的とした設備設置への補助」など、政策目的を明確にした助成を実施しております。今後も政策目的に沿った住宅リフォームに対して、重点的に支援を継続していきたいと考えております。

また、地元の建設業者を含む、市内の事業者が持続的な発展を実現するためには、各事業者が自らの課題や弱みを正しく理解し、必要な対策をとることが重要であると考えております。そのため、今後も引き続き、公益財団法人さいたま市産業創造財団等と連携しながら、経営に関する窓口相談や専門家派遣、資金融資等といった幅広い支援を実施することで、企業の競争力や経営基盤を強化し、地域経済の活性化を図ってまいります。

所管課	経済局 商工観光部 経済政策課 電話番号 048-829-1362
	建設局 建築部 建築総務課 電話番号 048-829-1539
	建設局 建築部 住宅政策課 電話番号 048-829-1520